

4 RFID（電子タグ）機器の電波が植込み型医用機器へ及ぼす影響を防止するための指針<sup>注1</sup>

(1) ゲートタイプ RFID 機器<sup>注2</sup>

- ア 植込み型医用機器の装着者は、ゲートタイプ RFID 機器が設置されている場所及び RFID ステッカ（図 1）が貼付されている場所では、立ち止まらずに通路の中央を真っ直ぐに通過すること。
- イ 植込み型医用機器の装着者は、ゲートタイプ RFID 機器の周囲に留まらず、また、寄りかかったりしないこと。
- ウ 植込み型医用機器の装着者は、体調に何らかの変化があると感じられる場合は、担当医師に相談すること。
- エ 植込み型医用機器に対するゲートタイプ RFID 機器の影響を軽減するため、更なる安全性の検討を関係団体で行っていくこと。

(2) ハンディタイプ、据置きタイプ及びモジュールタイプの RFID 機器<sup>注2</sup>

- ア ハンディタイプ RFID 機器の操作者は、ハンディタイプ RFID 機器のアンテナ部を植込み型医用機器の装着部位より 22 cm 程度以内に近づけないこと。
- イ 植込み型医用機器の装着者は、装着部位を据置きタイプ及びモジュールタイプの RFID 機器のアンテナ部より 22 cm 程度以内に近づけないこと。
- ウ 植込み型医用機器に対するハンディタイプ、据置きタイプ及びモジュールタイプの RFID 機器の影響を軽減するため、更なる安全性の検討を関係団体で行っていくこと。



図 1 RFID ステッカ